

(別紙)

地域の底力発展事業助成を活用した
「高齢者向けスマートフォン教室」(講師おまかせスマホ教室) 実施概要

東京都は、地域でのデジタル活用に向け、スマホをうまく使いこなせるか不安がある方、興味はあるけれどなかなか触る機会がない方を対象に、町会・自治会がスマホ教室を開催する場合、講師派遣を行います。教室開催に際し、必要物品の購入等に地域の底力発展事業助成を活用できます。

このたび、以下のとおり募集を行いますのでお知らせします。

1 対象団体

都内に所在する町会・自治会(単一町会・自治会または連合組織)

※ 地域の底力発展事業助成と同じです。

※ **令和5年度地域の底力発展事業助成と重複して申請可能です。**

2 対象事業

町会・自治会が主催して行う「スマホ教室」

スマートフォンをお使いでない方や、操作に不慣れな方が、楽しみながらスマートフォンや各種アプリの活用を体験できる、教室形式の体験会です。会員及び非会員に周知してください。

(1) 希望日時・場所に講師を派遣します。(派遣費用は無料ですが、会場のご用意をお願いします。)

開催可能日時：令和5年6月1日(木曜日)～令和6年2月29日(木曜日)

※土日祝日開催可。ただし、年末年始は除く。

開催可能時間帯：午前9時から午後6時まで(最終開始時刻：午後3時)

(2) 実施内容

2時間の集団講義+操作演習、1時間の質疑応答の計3時間です。

講義内容は以下の4種類から1つ選択できます。

1. ①基本操作
2. ①基本操作、②コミュニケーション
3. ①基本操作、③情報収集
4. ①基本操作、④申請・決済

① 基本操作(タップ、スワイプ、ピンチ等)

電源の入れ方、文字入力、電話やメールの使用方法、安全・安心に使うための知識等

② コミュニケーション(LINE等SNS、チャット、ビデオ通話等)

身近な人と気軽に連絡を取る方法や写真や動画を共有する方法等

③ 情報収集(インターネット、ニュース、動画等)

知りたいことを調べる方法や、ニュース、行政情報等を閲覧する方法等

- ④ 申請・決済（インターネットショッピング・キャッシュレス等）
スマートフォンでできる行政手続等に関する知識や申請方法、キャッシュレス決済等

(3) スマートフォンの貸出

教室終了後、スマホをお持ちでない方でご希望の場合は、スマホを最長1か月間お貸しします。（無料。事前申込制。ただし、希望多数の場合はご用意できない場合があります。予めご了承ください。）

なお、機種指定はできません。

3 募集スケジュール

(1) 募集期間

募集回	募集期間	交付決定・開催日決定	申請できる教室の開催時期
第1回	受付期間 : 4月7日(金)～4月19日(水) ※原本提出♯ : 4月26日(水)午後5時(必着)	5月中旬	6月1日以降の開催
第2回	受付期間 : 4月27日(木)～6月19日(月) ※原本提出♯ : 6月26日(月)午後5時(必着)	7月中旬	8月1日以降の開催
第3回	受付期間 : 6月27日(火)～8月10日(木) ※原本提出♯ : 8月18日(金)午後5時(必着)	9月上旬	9月23日以降の開催
第4回	受付期間 : 8月21日(月)～10月19日(木) ※原本提出♯ : 10月26日(木)午後5時(必着)	11月中旬	12月1日以降の開催
追加募集(第5回)	受付期間 : 10月27日(金)～11月24日(金) ※原本提出♯ : 12月1日(金)午後5時(必着)	12月中旬	令和6年1月4日以降の開催

(2) 交付決定・開催日の決定

開催日は、申込時に御記入いただいた第1～第3希望で調整します。開催日時決定は、助成金の交付決定通知書と合わせて各団体にご連絡します。

※ 開催可能件数には上限枠があるため、超過した場合は抽選とさせていただきます。

4 地域の底力発展事業助成の活用について

教室開催に際し、必要物品の購入等には当助成を活用ください。（助成率10/10）

助成限度額・助成対象・必要書類等は、地域の底力発展事業助成と同じです。

注意事項等については、事前に「令和5年度地域の底力発展事業助成ガイドライン」を事前に必ずご確認ください。

「令和5年度地域の底力発展事業助成ガイドライン」は東京都生活文化スポーツ局のホームページからもご確認ください。



◎ 教室で使用する物品の他、打合せで使用する物品や感染対策物品も購入できます。

購入可能物品例：プロジェクター、打合せ用タブレット、Wi-Fi レンタル（事業期間中）、空気清浄機 等

5 申請方法

(1) 申請様式

別紙「令和5年度地域の底力発展事業助成金交付申請書兼「高齢者向けスマートフォン教室」（講師おまかせスマホ教室）講師派遣申込書」（第1-1号様式）をご利用ください。東京都生活文化スポーツ局ホームページからダウンロードできます。

(2) 申請に必要な書類

- ① 交付申請書兼講師派遣申込書（第1-1号様式）
- ② 収支予算書（第3-1号様式）
- ③ 団体の会則
- ④ 団体の役員名簿
- ⑤ 令和4年度の事業報告書、決算書（総会資料の抜粋等）

(3) 助成金の支払

地域の底力発展事業助成金は、実績報告書審査後、口座振替で支払います。後日、東京都から支払関係書類を送付します。

支払は、実績報告書の原本提出から約2か月後（遅くとも令和6年5月末まで）になります。団体の決算日までに支払われなかった場合は、交付決定通知書をもって未収金に計上する等ご対応ください。



6 町会・自治会にご協力いただく事項

(1) 会場及び什器（椅子・机）のご提供

※会場の設営・撤収は、委託業者にて行います。前後30分ずつお見込みください。

※講師等が個別に操作方法を説明する場合の動線の確保や説明のしやすさ等の観点から、可能な限り、定員に対し参加者数が50%以下となる会場又は参加者同士の距離を1m以上確保できる会場をご用意ください。

(2) 参加者の受付・管理

(3) 当日の実施に向けた事業者との連絡調整（参加人数をご連絡いただくほか、会場使用等について調整させていただきます。）

7 進め方

	町会・自治会	東京都	委託業者
募集期間	事前相談	→ 受付	
	原本提出	→ 受領	
交付決定 開催日連絡	交付決定通知 開催日連絡	← 底力審査 開催日調整	
～開催日 5 日前	参加者情報を 委託業者へ連絡	→	参加者確認
～開催日 3 日前	会場調整	←	会場設備の確認 当日の調整
開催当日	会場提供・受付		講師派遣
終了後	実績報告書作成	→ 審査後、支払	

※ 詳細は、東京都からの開催日連絡時にご案内します。

8 その他

新型コロナウイルス感染拡大の状況により、ご参加の皆様の安全を最優先で確保するため、開催延期や開催形式の変更をお願いする場合があります。その際は、御理解・御協力の程よろしくお願いいたします。

また、教室実施にあたっては、基本的な感染防止対策にご協力をお願いいたします。

9 申請書類の提出先・問合せ先

東京都 生活文化スポーツ局 都民生活部 地域活動推進課 地域活動支援担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

電話番号：03-5388-3166

FAX 番号：03-5388-1331

メールアドレス：S1121202@section.metro.tokyo.jp